

厚生労働省 R5介護予防活動普及展開事業
都道府県等介護予防担当者会議

令和5年10月6日（金）

資料1－1

行政説明

最新の介護予防の推進方策

厚生労働省老健局老人保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第9期計画策定における介護予防施策の方向性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【ポイント】

- 通いの場の取組を始めとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要。
- また、こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、市町村・都道府県・国がそれぞれの役割を最大限に果たすべき。

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

＜通いの場などの介護予防の捉え方＞

- ✓ 高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれることを明確化。取組を類型化し、事例集等を作成。自治体や関係者に周知。
- ✓ 役割がある形での社会参加も重要であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化。
- ✓ ポイント付与を進めるためのマニュアルの作成等を実施。

（１）地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

＜連携の必要性が高い事業＞

地域支援事業の他の事業（※）との連携を進めていくことが重要。

→ 実態把握を進めるとともに、市町村において連携した取組が進むよう、取組事例の周知等を実施

※ 介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス（サービスC）、生活支援体制整備事業

＜現行制度の見直し＞

一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要。

- ・ 総合事業の対象者の弾力化
・ 総合事業のサービスの価格の上限を定める仕組みの見直し
・ 介護予防の取組を積極的に行う際の総合事業の上限額の弾力化等の総合事業の在り方については、本検討会での議論を踏まえ、引き続き介護保険部会等で検討

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等（続き）

（２）専門職の効果的・効率的な関与の具体的方策

１）通いの場等の一般介護予防事業への専門職の関与

通いの場が住民主体であることや、専門職が限られていることにも留意しつつ、以下の取組を効果的に実施。

- ・ 幅広い医療専門職との連携を推進するとともに、多様な専門職種や学生等の関与も期待
- ・ 医療関係団体等との連携事例の把握やモデル事業等を実施
この結果も踏まえ、具体的な連携方策を提示
- ・ 後期高齢者医療広域連合等と連携し、高齢者の保健事業と一体的な実施を推進
- ・ データ分析の推進や民生委員等との連携による、不参加者を把握する取組やアウトリーチ支援等の実施

２）地域リハビリテーション活動支援事業の在り方

事業の質の向上を図り更なる実施を促すため、都道府県と市町村が連携し安定的に医療専門職を確保できる仕組みを構築。研修等による人材育成等もあわせて実施。

- ・ 都道府県の役割
都道府県医師会等と連携し、リハビリテーション協議会等の設置や充実により、地域の実情に応じた体系的な支援体制を構築
- ・ 市町村の役割
郡市区等医師会等と連携し、医療機関や介護事業所等の協力を得て、医療専門職を安定的に派遣できる体制の構築と関係機関の理解を促進

（３）PDCAサイクルに沿った推進方策

１）PDCAサイクルに沿った取組を推進するための評価の在り方

アウトカム指標やプロセス指標を組み合わせて評価。

今後国は指標を検討し、一般介護予防評価事業の見直し等を行うことが必要。その際、保険者機能強化推進交付金の指標と整合を図ることが望ましい。

- ・ アウトカム指標
個々の事業や高齢者全体の状況等を判断する指標を設定
- ・ プロセス指標
実施体制や関係団体の参画などの具体的な取組状況が把握できる指標を設定

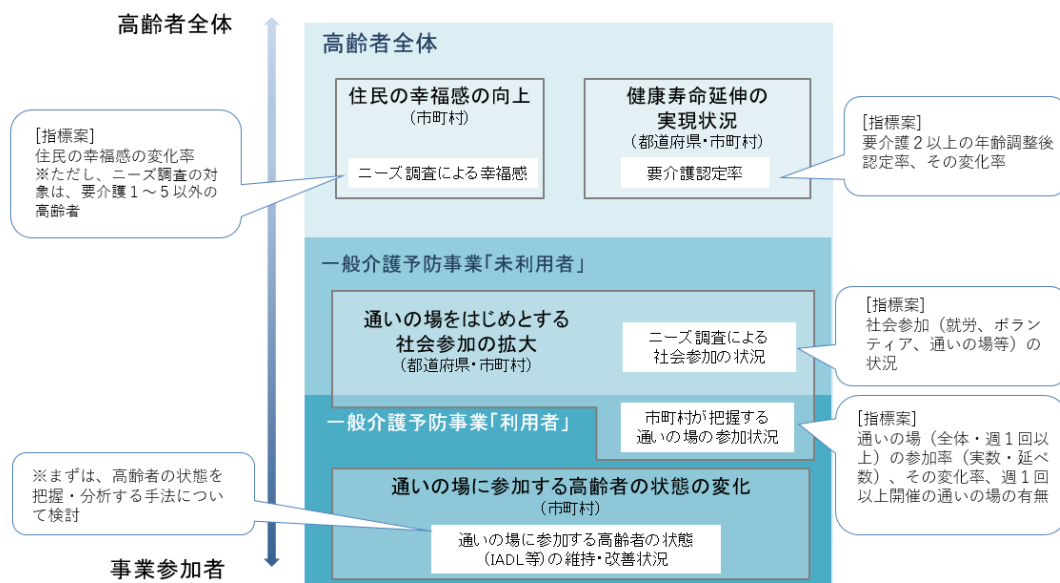
２）PDCAサイクルに沿った取組を推進するための方策

以下の取組をそれぞれ実施。小規模な自治体も多いため、市町村の業務負担軽減等に、十分に配慮。

- ・ 市町村：行政内の医療専門職等が中心となり取組を実施
- ・ 都道府県：地域の実情を踏まえた支援を実施
- ・ 国： データ活用のための環境整備等の支援を実施
今後通いの場等の取組に関する効果検証等を通じた、エビデンスの構築も必要

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等（続き）

介護予防に関する成果の評価イメージ



取組過程の評価項目（例）

＜市町村＞

- ・ 連携（行政内部、地域の多様な主体）
- ・ 専門職の関与（保健事業との一体的な実施、関係団体との連携）
- ・ 参加促進（ポイント付与等、アウトリーチ、担い手）
- ・ 企画・検証等の体制整備、データ活用
- ・ 高齢者の状態把握の実施

＜都道府県＞

- ・ 市町村支援（好事例の発信、情報交換の場の設定、データの分析・活用）
- ・ 広域的な連携体制整備（専門職団体、自治組織や社協、民間企業、大学等）

市町村・都道府県・国の役割

（1）市町村

- ・ 行政内の様々な部局とともに、民間企業等の多様な主体と連携し取組を充実
- ・ 専門職関与のための体制の充実
- ・ 地域住民への情報発信

（2）都道府県

- ・ 関係団体等との連携体制の構築等の広域的な視点での市町村支援
- ・ 地域分析に基づく丁寧な市町村支援

（3）国

- ・ 進捗状況の把握と必要に応じた施策等の検討
- ・ 都道府県や市町村支援に対する情報発信
- ・ データ活用のための環境整備等

市町村マニュアル（令和4年3月）

- 介護予防の取組強化・推進に向け、悩みを抱える市町村職員のほか、それらの事業に関わる機会のある地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等も参考可能。
- 悩みを抱えている市町村をサポートする都道府県職員や都道府県等から派遣されるアドバイザーの方にも、どのようなプロセスを辿ると改善の方向に向かうのかを、改めて確認することも可能。

構成

第1章 介護予防の推進に向けて

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進状況について

第2節 介護予防の推進に向けた運営上の課題

第2章 介護予防を進めるために必要なプロセス (つながる・知る・うまれる)

第1節 つながる・知る・うまれる

第2節 地域の実態把握

第3章 各種事業やサービスの創出・既存事業の再構築等

第1節 介護予防ケアマネジメント

第2節 地域ケア会議

第3節 サービスC（短期集中予防サービス）

第4節 一般介護予防事業と住民主体の通いの場

第5節 地域支援事業に関する事業間連動

第4章 課題解決に向けたポイント

活用例

◇市町村職員が活用する場合

- ・介護予防事業全体の見直しを考えたい ⇒ マニュアル全体
- ・関係機関・関係者・住民等との目線合わせ（意識合わせ）を行いたい ⇒ 第2章
- ・具体的な事業の進め方を学びたい・考えたい・確認したい ⇒ 第3章
- ・介護予防事業のデザインについて事例で学びたい ⇒ 別冊事例

◇市町村の事業に関連する関係機関・関係者（地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、介護事業所、介護支援専門員等）が活用する場合

- ・介護予防事業の進め方を確認したい ⇒ マニュアル全体
- ・行政・関係機関・関係者・住民等との目線合わせ（意識合わせ）を考えたい ⇒ 第2章
- ・具体的な事業の進め方を学びたい・考えたい・確認したい ⇒ 第3章
- ・介護予防事業のデザインについて事例で学びたい ⇒ 別冊事例

◇市町村の介護予防事業等をサポートする都道府県及びアドバイザー等が活用する場合

- ・介護予防事業全体の見直しである場合 ⇒ マニュアル全体
- ・市町村の課題が、関係機関・関係者・住民等との目線合わせ（意識合わせ）の場合 ⇒ 第2章
- ・市町村の課題が介護予防事業そのものに関する場合 ⇒ 第2・3章
- ・介護予防事業のデザイン構築に関する場合 ⇒ 別冊事例

掲載場所：厚生労働省ホームページ
[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) >
[福祉・介護](#) > [介護・高齢者](#) > [介護予防](#)



介護予防活動普及展開事業

令和5年度概算要求額 **44**百万円（**44**百万円）※（）内は前年度当初予算額

年金・医療等に係る経費	義務的経費	裁量の経費（社保充）	裁量の経費（左記以外）	復興特会
			○	

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症流行による外出自粛の長期化から、活動再開・継続に向けた対応が重要となる。
- 本事業では、こうした状況も踏まえつつ、介護予防の更なる推進を図るため、自治体における課題解決や取組の推進に資する伴走型支援や、PDCAサイクルに沿った取組の展開に資する研修会等を行うとともに、高齢者自身が健康の維持向上に取り組めるよう、本人や支援者への介護予防に関する普及啓発を強化する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

成果目標

市町村が地域の実情にあわせて介護予防の推進・充実を図ることを目標とする。

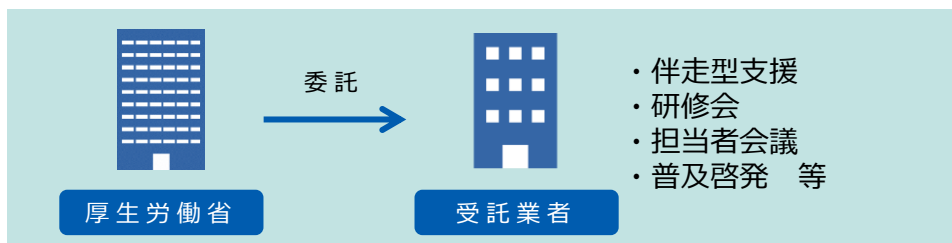
所要額

要介護認定調査委託費：44百万円

実施主体

委託事業（公募により選定）

事業スキーム



事業イメージ

新型コロナウイルス感染症流行による外出自粛等の影響を踏まえつつ、介護予防を推進するための都道府県・市町村支援と、高齢者やその支援者に向けた広報等の普及啓発を両輪として進める。

介護予防の推進のための 都道府県・市町村支援

- 自治体における課題解決や取組の推進に資する伴走型支援
- PDCAサイクルに沿った取組の推進等に関する研修会の開催
- 先進的な自治体への現地視察研修の実施
- 都道府県による市町村支援の方策等を共有し効果的な介護予防の推進を図る都道府県担当者会議の開催

高齢者やその支援者向け 普及啓発

- 介護予防普及啓発イベントの開催
- ホームページ等による情報発信
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止や外出自粛等にも配慮した効率的・効果的な情報発信
 - 介護予防の取組事例や、自治体で作成した体操動画、リーフレット等の横展開
 - HPアクセス解析、保守運用等

介護予防活動普及展開事業（平成28年度～）

事業の目的

介護予防の更なる推進のため、介護保険部会等の議論を踏まえ、PDCAサイクルに沿った事業展開となるような実践的な研修会の開催に加え、更なる取組の強化を図るため、より効果的な手法の検討や普及啓発等を行う。

令和5年度の主な事業内容

(1)介護予防の推進に関する検討委員会の設置・開催

介護予防の取組を担う関係者、有識者等から構成される検討委員会を設置・開催し、介護予防に係る施策の推進方策や本事業を実施するに当たって必要となる事項の検討を行う。

(2)都道府県等担当者会議の実施

効果的な介護予防の推進のため、都道府県担当者等を対象に、都道府県・市町村への支援に関する情報提供、先進的な自治体の事例発表等を行う。

(3)PDCAサイクルに沿った取組の推進に資する研修会の実施

市町村担当者を対象に、「見える化」システムやKDB等を活用し、介護予防に関するデータ収集・分析等を行い、PDCAサイクルに沿った取組を推進できるように支援する研修会を実施する。

(4)先進的な自治体への現地視察研修の実施

地域特性に応じた介護予防の取組を推進するため、効果的かつ魅力的な取組を展開している自治体に実際に赴いて学びを深める、現地視察研修を開催する。

(5)自治体への伴走支援

都道府県へ有識者を派遣し、当該都道府県における介護予防・日常生活支援総合事業に係る継続的な市町村支援や、介護予防に従事する市町村職員や関係者に対する支援の在り方などについて、個別に助言・指導を行うことで効果的な市町村支援が行えるような伴走的な支援を実施する。

(6)普及啓発の実施

国民への認知度向上や自治体の取組促進への意欲向上にも資するよう、介護予防普及啓発イベントやホームページの運用等を行う。

新型コロナウイルス感染症影響下における 介護予防の推進

ひと、暮らし、みらいのために

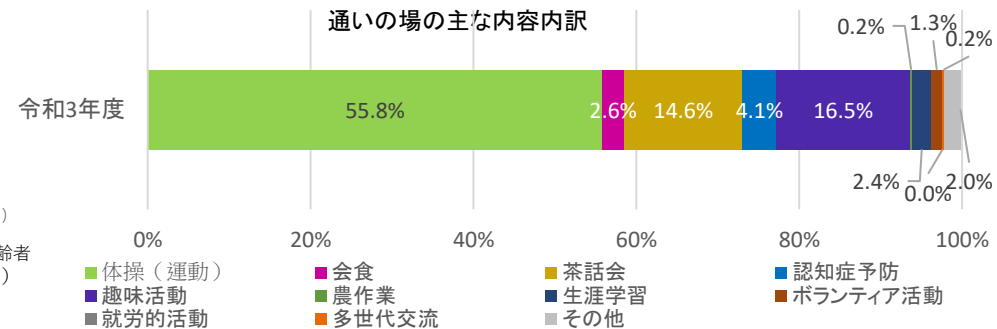
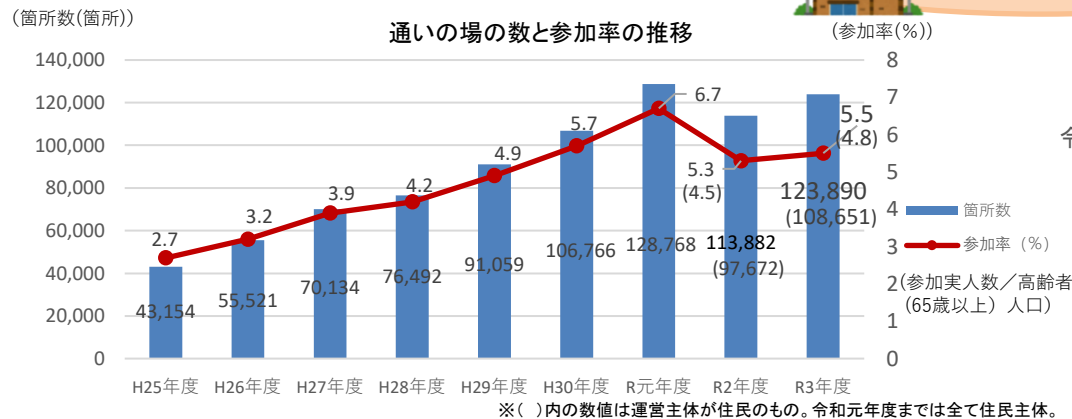
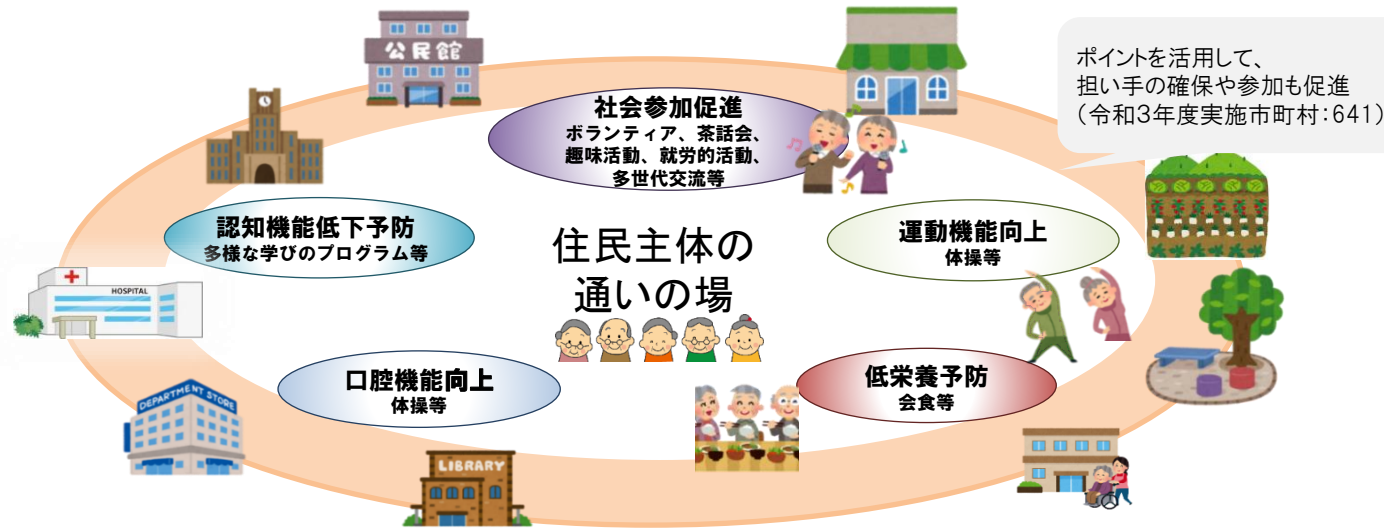


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

住民主体の通いの場等（地域介護予防活動支援事業）

- 住民主体の通いの場の取組について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進。
- 通いの場の数や参加率は令和元年度まで増加傾向であったが、令和2年度は減少したが、令和3年度再び増加した。取組内容としては体操、趣味活動、茶話会の順が多い。



（介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和3年度実施分）に関する調査）

（参考）事業の位置づけ：介護予防・日常生活支援総合事業

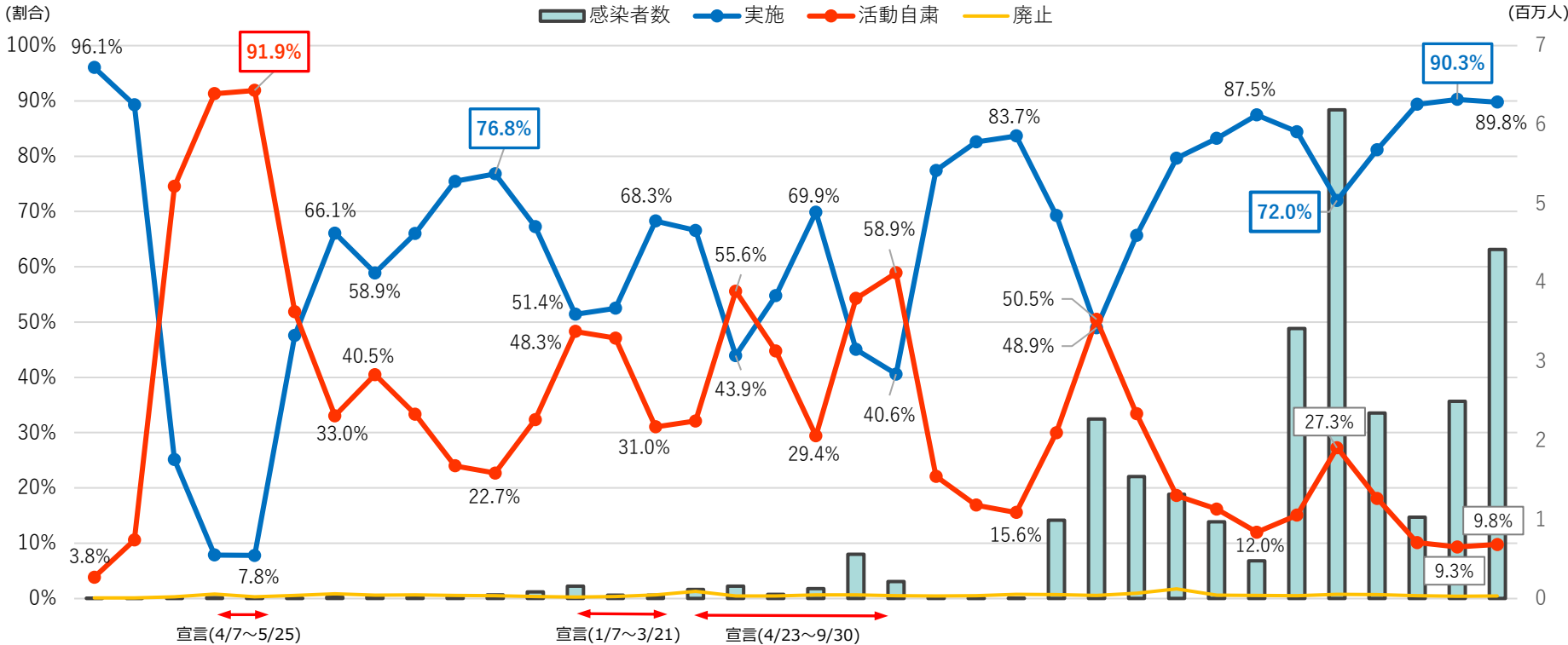
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ・ 地域リハビリテーション活動支援事業 等

【財源構成】

国：25%、都道府県：12.5%、市町村12.5%
1号保険料：23%、2号保険料：27%

通いの場の実施状況 令和2年1月～令和4年12月
(令和4年度老人保健健康増進等事業(日本能率協会総合研究所))

- 緊急事態宣言時や新型コロナウイルスの感染者数が多い時期には通いの場の「活動自粛」割合が高くなる傾向があり、令和2年4～5月の緊急事態宣言時には約9割の通いの場が活動を自粛（その後同年11月頃には約8割実施まで回復）。
- 一方、令和3年10月頃以降は概ね自粛より実施している割合が高く、感染者数が最も増えた令和4年8月頃においても約7割が実施している（その後同年11月頃には約9割が実施）。



	令和2年												令和3年												令和4年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
箇所数	18,077	18,354	18,516	20,500	21,024	22,407	21,564	20,025	21,881	20,671	21,975	22,988	22,409	23,006	25,705	24,393	22,965	22,397	21,348	23,112	28,945	24,987	27,441	28,263	22,750	21,921	27,676	23,545	22,580	23,831	22,854	23,816	25,777	30,331	29,590	31,791
回答自治体数	415	437	535	579	583	553	535	529	524	515	530	661	662	660	685	683	674	672	668	688	749	742	751	754	647	635	661	643	636	638	636	639	654	793	786	796

※割合は、通いの場の活動状況を実数で把握している市町村の回答のうち、「不明」数を除外し母数を算出

出典：令和4年度老人保健健康増進等事業「新型コロナウイルス感染症影響下における通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査研究事業」（日本能率協会総合研究所）により厚生労働省
老健局老人保健課において作成。

新型コロナウイルス感染症による高齢者の心身への影響

- 高齢者の心身の状態は、令和2年度（コロナ影響下）は令和元年度（コロナ前）と比べ、外出機会の減少（約20％）や「毎日の生活に充実感がない」などうつ項目に該当する者の増加（約5％）等がみられた。
- 令和3年度以降は、悪化した項目も概ね回復傾向に転じ、令和4年度には特に日常生活関連動作の項目を中心として、概ねコロナ禍以前の数値近くまで戻っているが、一方で、閉じこもりや認知機能やうつに関する項目については、回復傾向にあるもののコロナ禍以前の数値まで戻りきっていない。

基本チェックリスト該当者割合の変化（75歳以上）



介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応（広報）

- 高齢者が居宅で健康に過ごすための情報や、新型コロナウイルス感染症に配慮して通いの場の取組を実施するための留意事項などを整理した、特設WEBサイト（令和2年9月開設）の開設
※ コンテンツの更なる充実を図り、新聞とテレビを活用した広報も実施
- 都道府県や市町村へポスター・リーフレット・DVD（動画）を配布（令和2年12月）
- 令和4年度は、更に特設WEBサイト等を活用した広報を強化

特設WEBサイト「地域がいいき 集まろう！通いの場」



<https://kayoinoba.mhlw.go.jp>

主なコンテンツ

<感染予防や居宅で健康に過ごすためのポイント>



<通いの場再開の留意点>



<通いの場からの便り（事例）>



<ご当地体操マップ>



435自治体、879本掲載（R5.4）

介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応（ICTの活用）

「オンライン通いの場アプリ」を活用した、高齢者の健康維持や介護予防を推進。

現在、自治体の体操動画やお散歩支援、脳を鍛えるゲーム、オンラインコミュニケーション、通いの場の出席管理機能等を搭載しており、各種機能拡充や民間企業アプリ、KDBとの連携強化を行い、国・自治体においてデータを活用した効果的な介護予防サービスの展開が可能となる予定。



【今後拡充予定の機能】

- ポイント機能拡充
- 本人へのフィードバック機能強化
- 民間企業アプリとの連携強化
- KDBとの連携強化 等

「オンライン通いの場アプリ」で収集・分析したデータを用いて、効果的な介護予防サービスを展開していきます。

データの収集分析



※アプリは、厚生労働省の補助により国立研究開発法人 国立長寿医療研究センターが開発 (R2.7リリース)



国立研究開発法人
国立長寿医療研究センター
National Center for Geriatrics and Gerontology

「地域がいきいき 集まろう！通いの場」 ポスター、リーフレット及び動画の作成・公表について

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りつつ、通いの場をはじめとする介護予防の取組を再開・推進することを目的として、「地域がいきいき 集まろう！通いの場」のポスター、リーフレット及び動画を作成。
- イメージキャラクターとして、当事者世代に発信力のある俳優の梅沢富美男さん、家族世代の共感を得られるフリーアナウンサーの木佐彩子さんを起用し、高齢者本人や、家族、支援者の方々に対して、多様な通いの場の取組や安心して通いの場を再開するために必要な情報等を掲載。



ポスター



リーフレット



動画

特設Webサイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」
<https://kayoinoba.mhlw.go.jp>

厚生労働省動画チャンネル (YouTube)
「地域がいきいき 集まろう！通いの場 (本編)」
<https://www.youtube.com/watch?v=KITqvfaxCfA>

特設Webサイト



動画チャンネル
(YouTube)



通いの場の類型化について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ 『介護予防 1 これからの介護予防』に掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護予防

通いの場の類型化について

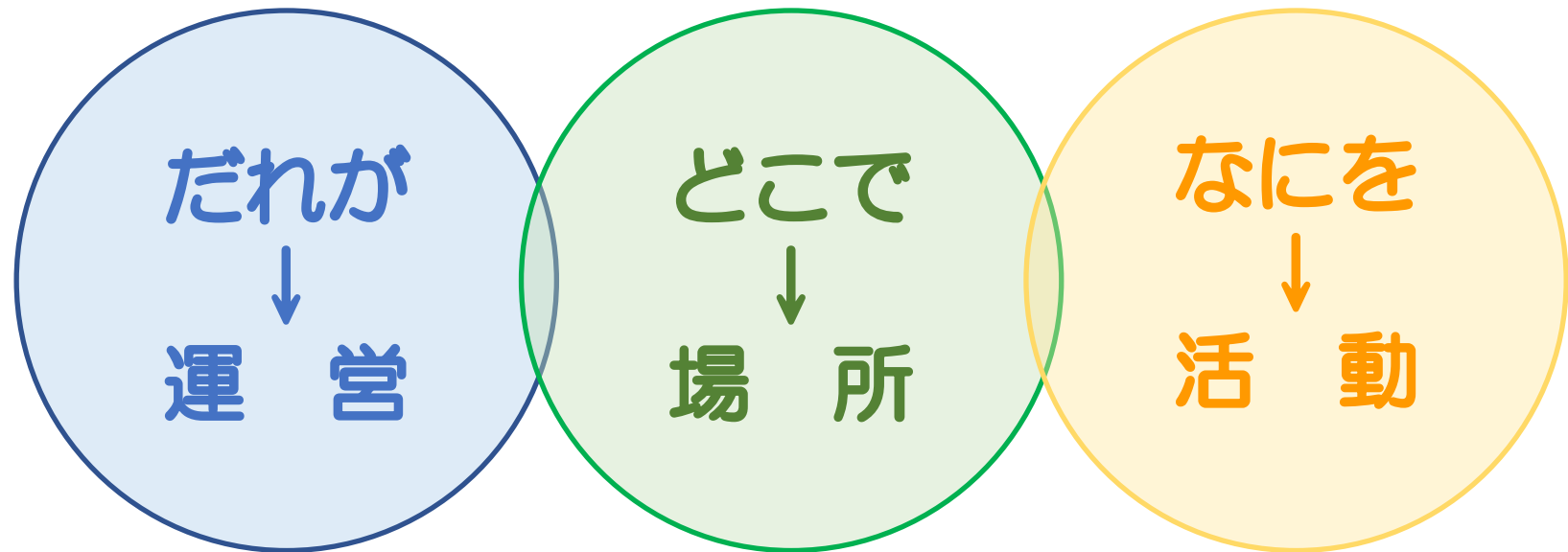
(Ver.1.0)



2021（令和3）年8月

1. 類型化をするにあたって

今回の類型化は、以下の3つの視点から類型化を行った。



2. 通いの場の類型化

運営 ※	場所	活動
住民個人(有志・ボランティア等)	個人宅・空き家	体操(運動)
住民団体(自治会、NPO法人等)	公民館・自治会館・集会所	会食
行政(介護予防担当部局)	公園	茶話会
行政(介護予防担当部局以外)	農園	認知症予防
社会福祉協議会	学校・廃校	趣味活動
専門職団体	医療機関の空きスペース	農作業
医療機関(病院、診療所、薬局等)	介護関係施設・事業所の空きスペース	生涯学習
介護関係施設・事業所	店舗の空きスペース・空き店舗	ボランティア活動
民間企業		就労的活動
		多世代交流

※住民以外が運営する場合でも、住民が主体的に取り組むことに留意すること

<「通いの場」の捉え方> 上記の類型化も参考に、

- ① 介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること
- ② 住民が主体的に取り組んでいること
- ③ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと
- ④ 月1回以上の活動実績があるもの

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ」を踏まえ、明確化する範囲

なお、類型化で示しているものは例示であり、多様な通いの場の取組が展開されるよう、今後も先進的な事例等を参考に更新予定

岐阜県各務原市

農福連携——農作業体験を通じた新たな介護予防事業



POINT

- ① 2019年から農福連携事業で農作業を通じた新たな介護予防事業を開始。
- ② 介護予防事業で「はたけサロン」を実施。地域の高齢者や子どもたちとの交流を積極的に取り組む。

Data(2020年3月1日現在)

総人口	147,542人
高齢化率 (2019年10月時点)	27.9%
第7期介護保険料 基準額(月額)	4,900円

概要

各務原市は、福祉と農業のマッチングにより、高齢者の生きがいづくりや介護予防、活躍の場確保等につなげるべく「農福連携事業」を2019年度に開始した。農福連携事業では、農作業体験による心身のリハビリテーションや仲間との共同作業を通じた社会参加の促進を期待すると共に、農業分野に携わることで高齢者が生涯現役で活躍できる社会をめざす。

2019年度は、2つの事業に取り組む。1つは、高齢者向けの介護予防事業として「はたけサロン」をスタート。はたけサロンでは、参加者が月2回程度のペースで市内の畑で野菜苗の植え付けや草引き、収穫などの農作業を行う。もう1つは、外出支援事業として、高齢者や認知症の方、その家族の外出機会創出を目的に、2019年度は特産のにんじん収穫体験を実施。

効果

本年度スタートした事業のため、効果等は今後に期待される。サロン参加者からは「健康づくりに役立ち、人とのつながりもできて楽しい」との声があがっている。

子どもとの交流も積極的に取り組んでおり、世代を超えたふれあいの機会にもなっている。

農福連携事業

農業分野と福祉分野が連携して、農業の担い手確保および高齢者などの生きがいや健康づくり、活躍の場確保など、両分野の課題を解決していく取り組み。

農業 福祉

- はたけサロン事業
- 外出支援事業

はたけサロン事業

高齢者を主な対象者とした農作業体験による介護予防事業。農業の楽しさを知ってもらうとともに、閉じこもりがちな高齢者の外出支援などにつなげる。また、この活動を継続することで、将来的に農業分野における担い手育成につなげる。

- ・市内の畑で農作業を行う。期間は6月から11月にかけて毎月2回程度。



左：「はたけサロン」での農作業の様子。中左：子どもたちと一緒に収穫。中右：「子ども食堂」×「はたけサロン」の取組。サツマイモの収穫体験。右：自分たちが掘ったサツマイモを使っておにまんじゅうづくりに挑戦。



↑「こども園」×「はたけサロン」での、ひまわり見学の様子。ひまわりは、6月にサロン参加者と園児らが植えたもの。



愛知県豊明市

生活の中にあるその人の望む“居場所”が通いの場となる地域づくり



POINT

- ① 行政・企業・地域の共同型で体操教室「まちかど運動教室」を展開。
- ② 通いの場とは体操教室だけではなく、生活の中にあるその人が望む“居場所”も通いの場となるような地域づくり。
- ③ 民間企業等との連携による地域の資源を活用した多種多様な通いの場づくり。

Data(2019年12月31日現在)

総人口	69,009人
高齢化率	25.8%
第7期介護保険料 基準額（月額）	5,515円

概要

豊明市では、日常生活における定期的に運動を実践する場として「まちかど運動教室」を開催すると共に「高齢者が普通に暮らせる地域づくり」に取り組んでいる。通いの場とは体操教室だけではなく、日常的な暮らしの場の全てが通いの場であるとの考えからだ。

そこで、何が活用できるのかという視点で地域を見直し、無料送迎付きの温泉施設、地域の特色でもある豊富にある喫茶店、お寺、カーディーラーなど、資源となりうる民間企業等と連携し、バラエティーに富んだ通いの場づくりに取り組んできた。さらに、民間企業等と連携する「公的保険外サービスの創出・促進に関する協定」の中でも多種多様な通いの場が作りだされている。

まちかど運動教室

地域の歩いて行ける場所で週1回（1時間）の運動プログラムを提供する場。

地域 会場を確保・教室を運営

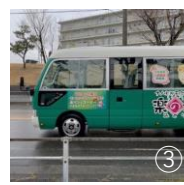
民間 講師のインストラクターを派遣

市 予算確保・広報

行政・企業・地域の共同型で展開

※地域の教室以外に、中央会場として市が主催する無料の教室もある。

地域資源を活用した通いの場（例）



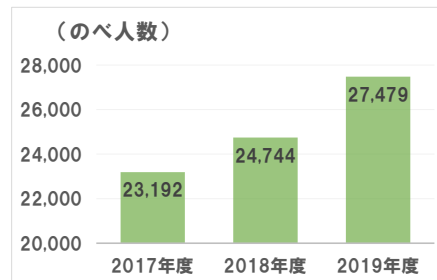
- ①自動車販売店の商談スペースで毎日体操。②毎日通う高齢者も。市内70店以上の喫茶店で見守り。③無料送迎バスがある天然温泉。④理学療法士による健康講座。⑤男性の参加が多いお寺で健康麻雀。⑥・⑦カラオケボックスを利用した体操教室。⑧・⑨薬局で専門職による健康チェックと体操を実践

効果

「まちかど運動教室」は23会場で実施されている。

延べ参加人数は2万人を超え、高齢者人口の4.5%を占める参加率となっている。

公的保険外サービスの創出・促進に関する協定は、18の民間企業等と締結されている。



図：まちかど運動教室参加者数

介護予防マニュアル（第4版）について

ひと、くらし、みらいのために

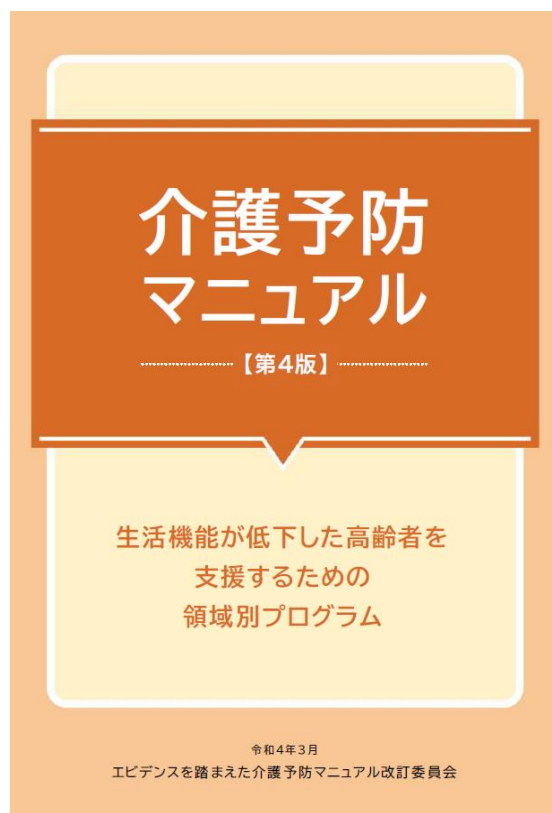


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

介護予防マニュアル 第4版 （令和4年3月）

- 介護予防マニュアルは、平成17年に初版が作成されて以降、制度の見直し等を踏まえ、改訂を重ねてきた。
- 介護予防マニュアル【第4版】は、制度の見直しを反映するとともに、最新のエビデンス等を踏まえ、より効果的な介護予防の取組を推進するため、約10年ぶりに改訂したもの。
- 主に生活機能の低下が見られる高齢者を対象とした短期集中予防サービス（サービスC）等での活用を想定。



構成

序章 介護予防について

第1章 複合プログラム実施マニュアル

第2章 運動器の機能向上マニュアル

第3章 栄養改善マニュアル

第4章 口腔機能向上マニュアル

第5章 閉じこもり予防・支援マニュアル

第6章 認知機能低下予防・支援マニュアル

第7章 うつ予防・支援マニュアル

第1章 複合プログラム実施マニュアル

1-1 事業の趣旨

1-2 プログラムの進め方

1-2-1 事前準備

1-2-2 事前アセスメント

1-2-3 個別サービス計画の作成

1-2-4 プログラムの実施

1-2-5 事後アセスメント

別添資料

第1章～第7章は、おおよそ上記の構成に沿って、各分野の具体的なプログラムが記載されている

掲載場所：厚生労働省ホームページ

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者](#) > [介護予防](#)



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

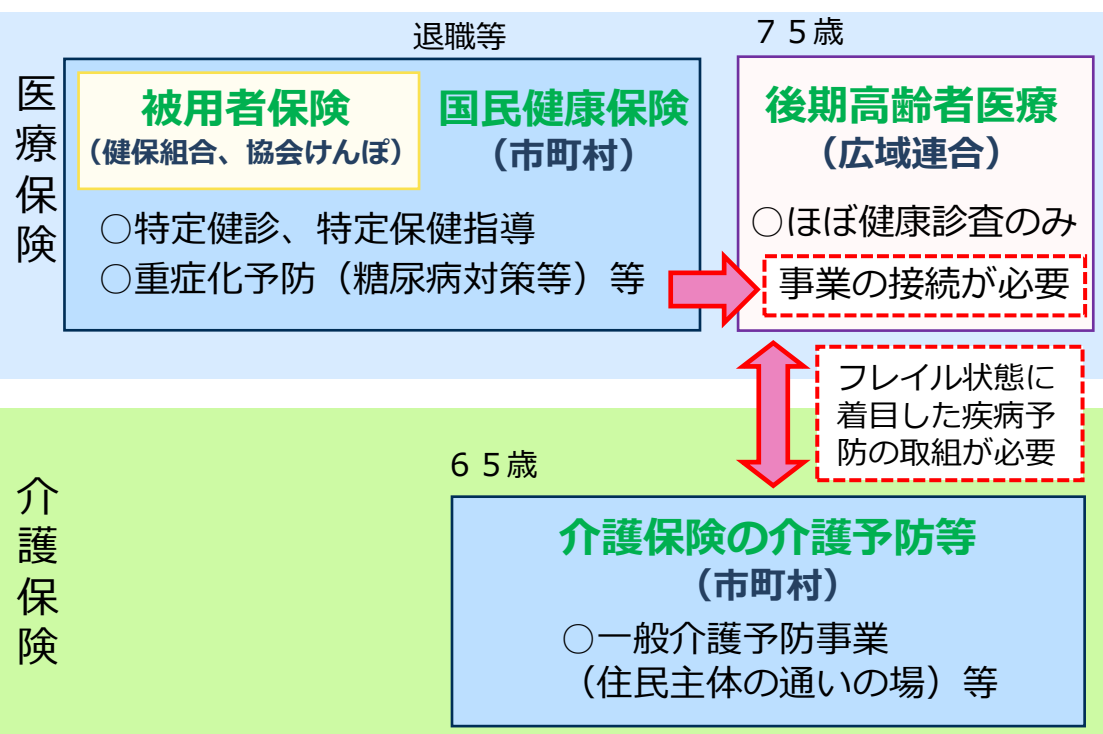
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 広域連合が**高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組**が**令和2年4月から開始**された。
- 広域連合は、その実施を**構成市町村に委託**することができる。

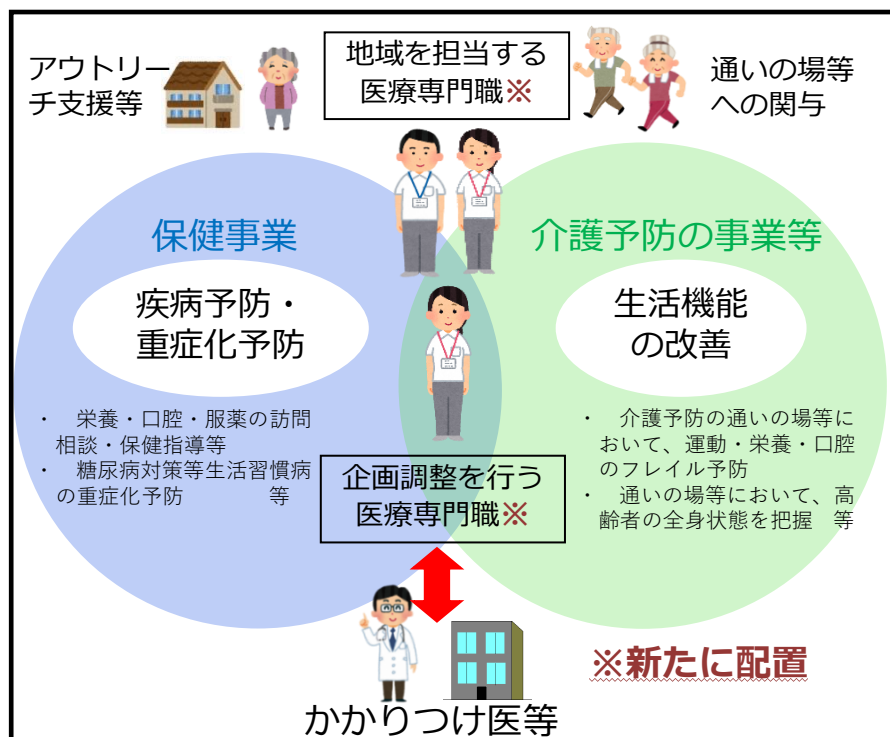
- 令和4年度の実施済みの市町村は **1,072市町村**、全体の**約62%**
- 令和6年度には **1,666市町村**、全体の**約96%**の市町村で実施の目途が立っている状況。
- 令和6年度までに全ての市町村において一体的な実施を展開することを目指す。

一体的実施実施状況調査（令和4年11月時点）

▼保健事業と介護予防の現状と課題



▼一体的実施イメージ図



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析



- ①市町村は次の医療専門職を配置
- ・事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
 - ・高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源＋特別調整交付金）

- 企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
- 日常生活圏域に医療専門職の配置等に要する費用（委託事業費）

高齢者

※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

保健事業

- ⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

- ⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

- ⑦医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

介護予防の事業等

生活機能の改善

- ⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

- ⑩市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

かかりつけ医等

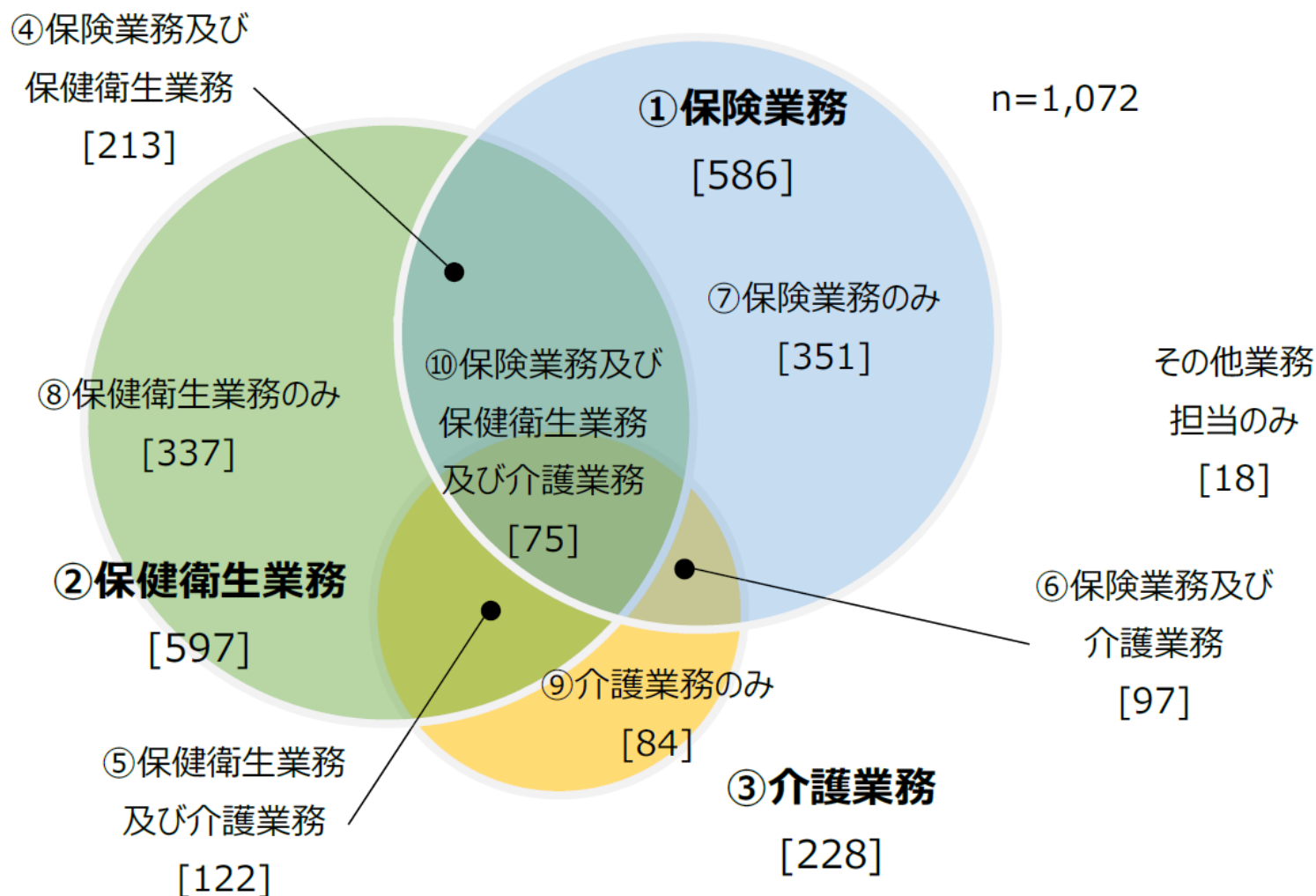
- ⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

- ⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
- ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
 - ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
 - ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～

（令和4年度一体的実施実施状況調査） 一体的実施の主担当部署の担当業務範囲別市町村数

一体的実施を実施済の市町村について、主担当部署の担当業務範囲別の市町村数は以下のとおり。主担当部署は保健衛生業務担当（597市町村）と、保険業務担当（586市町村）がほぼ同数であった。



（令和3年度一体的実施実施状況調査） 一体的実施の主担当部署の担当業務範囲別市町村数

一体的実施を実施済の市町村について、主担当部署の担当業務範囲別の市町村数は以下のとおり。主担当部署は保健衛生業務担当（457市町村）と、保険業務担当（445市町村）がほぼ同数であった。

